

5 その他

・ 利子税・還付加算金等の割合の引下げ(大綱 P.97)

利子税・還付加算金等の割合について、次の見直しが行われます。

①利子税の割合は、各年の利子税特例基準割合^(注)が年7.3%未満の場合には、その年中においては、次に掲げる利子税の区分に応じそれぞれ次に定める割合とされます。

イ 次のロ以外の利子税

その利子税特例基準割合

ロ 相続税及び贈与税に係る利子税

これらの利子税の割合に、その利子税特例基準割合が年7.3%に占める割合を乗じて得た割合

(注)利子税特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月まで(現行：前々年の10月から前年の9月まで)の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで(現行：12月15日まで)に財務大臣が告示する割合(以下「平均貸付割合」といいます。令和2年については年0.6%)に年0.5%(現行：年1%)の割合を加算した割合をいいます。

②納税の猶予等の適用を受けた場合(延滞税の全額が免除される場合を除きます。)の延滞税の割合は、納税の猶予等をした期間の猶予特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その期間においては、その猶予特例基準割合^(注1)とされます。

(注1)猶予特例基準割合とは、平均貸付割合に年0.5%(現行：年1%)の割合を加算した割合をいいます。

(注2)上記②以外の延滞税の割合については、従前どおりの割合とされます。

③還付加算金の割合は、各年の還付加算金特例基準割合^(注)が年7.3%未満の場合には、その年中においては、その還付加算金特例基準割合とされます。

(注)還付加算金特例基準割合とは、平均貸付割合に年0.5%(現行：年1%)の割合を加算した割合をいいます。

④利子税・還付加算金等の割合について0%となることのないよう下限を整備するほか、所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用